

平成25年度

部会員会議
議 案 書

平成25年6月6日（木）
於：松阪商工会議所



公益社団法人 松阪法人会青年部会



平成25年度 部会員会議 次第

開催場所・・・松阪商工会議所3階 第2研修室

1. 開会のことば 午後3時30分～
2. 来賓紹介
3. 部会長あいさつ
4. 議長選出
5. 報告事項
部会運営規程及び会則
平成24年度事業報告及び決算報告
平成25年度事業計画及び収支予算
6. 議 事
第1号議案 役員選任案承認の件
7. 新旧部会長あいさつ
8. 来賓祝辞
9. 閉会のことば

.....

記念講演会

午後4時～

演 題：「 税の役割と税務署の仕事 」
～自社株の株価を知ろう～

講 師：松阪税務署長 間瀬 暢宏 氏

.....

《会場移動》

開催場所・・・緑のレストラン ルヴェール

松阪市宮町150-5

.....

懇談会

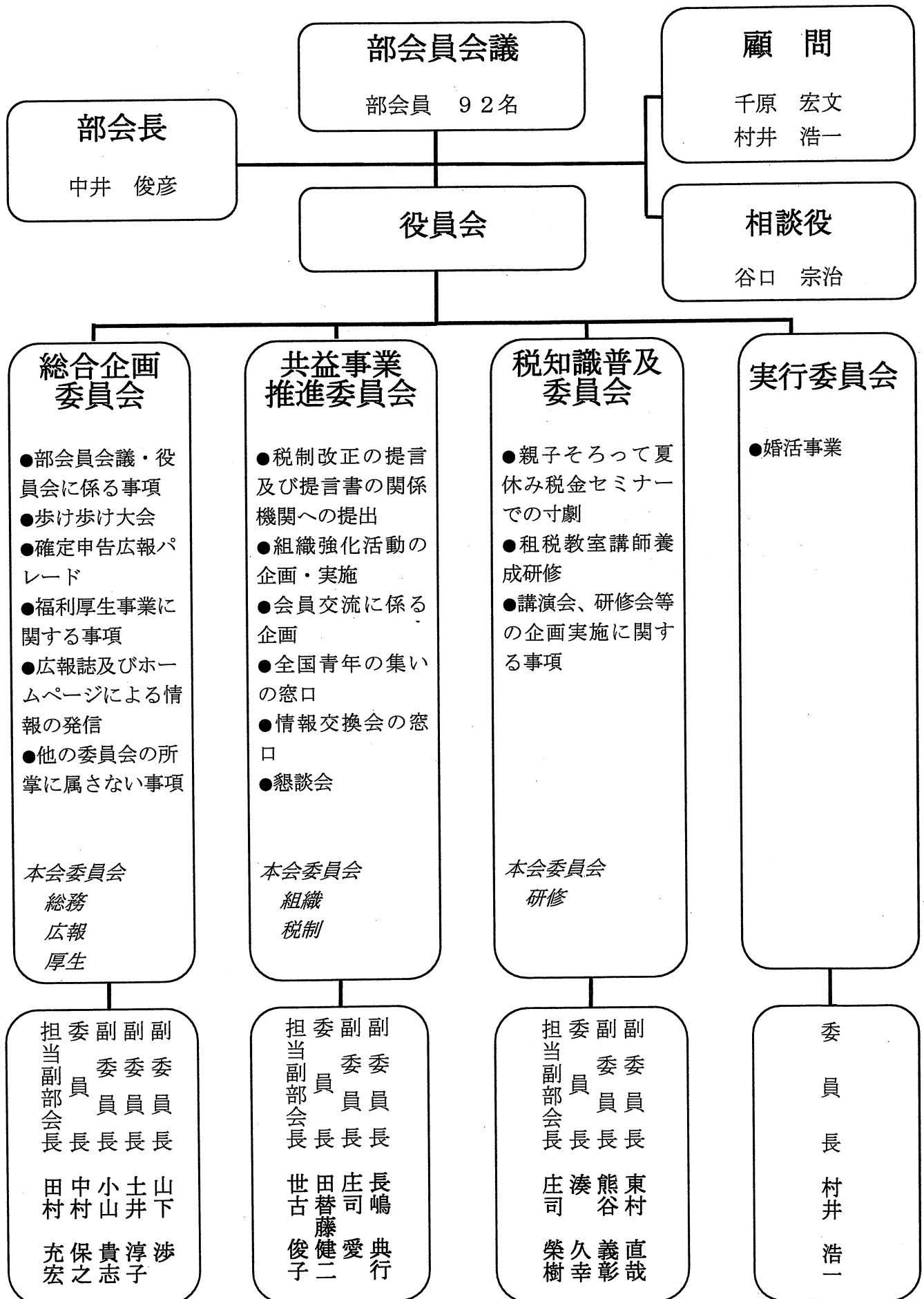
午後5時30分～

卒業式

役員選任（案）

	氏 名	法 人 名
部会長	中 井 俊 彦	(株)中井土木
副部会長	田 村 充 宏	(株)田村組
	世 古 俊 子	(株)マスダ
	庄 司 榮 樹	(株)庄栄
委員長	田 替 藤 健 二	(株)田替藤商店
	中 村 保 之	(株)フレンズ
	湊 久 幸	三重塗料(株)
副委員長	熊 谷 義 彰	ジェイビーツーリスト(株)
	小 山 貴 志	(有)三協保道
	庄 司 愛	(株)安田損害保険三重代理店
	土 井 淳 子	(株)みなとや呉服店
	長 嶋 典 行	三重ダイハツ販売(株)
	東 村 直 哉	明松ホーム(株)
	山 下 涉	大同生命保険(株)
顧問	千 原 宏 文	(株)松阪マツダ
	村 井 浩 一	(株)アドバンス中央
相談役	谷 口 宗 治	(株)マツザカ

公益社団法人松阪法人会 青年部会



事業報告

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1. 諸会議等

開催日	名称	主たる議題	出席数
平成24年 5月9日	役員会	青連協 役員会報告の件 本会役員会報告の件 平成24年度通常総会開催の件 平成23年度事業報告・決算報告の件 平成24年度計画(案) 予算(案)の件 会則変更の件	16
6月4日	租税教育活動発表打合せ会	全国青年の集い「宮崎大会」租税教育活動発表の件	7
6月27日	寸劇打合せ会	全国青年の集い「宮崎大会」租税教育活動発表の件 親子そろって夏休みぜいきんセミナーの件 寸劇のシナリオの件 役割分担・キャストの選任の件	12
6月28日	東海連 青連協情報交換会・総会		2
7月17日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	12
7月24日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	15
7月31日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	16
8月2日	青年部会連絡協議会事前打合せ会事項書	第26回情報交換会開催の件 青年部会のあり方の件	2
8月7日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	16
8月20日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	17
9月21日	租税教育活動プレゼンテーションに関する打合せ会	全国青年の集い「宮崎大会」租税教育活動発表・展示の件	9
11月26日	役員会	寸劇の反省の件 青年の集い「宮崎大会」の報告 忘年会開催の件 次年度 役員改選の件 平成25年度 計画(案)の件 平成25年度 部会員会議実施の件	13
平成25年 2月18日	役員会	部会規程案の件 部会会則の件 任期満了に伴う役員改選案の件 平成25年度 事業計画案、予算案の件 平成25年度 部会員会議開催の件	14

2. 研修事業等

開催日	事業名	テーマ・講師 等	出席数
平成24年 6月4日	通常総会・ 記念講演会・ 懇談会	平成23年度事業報告承認の件 平成23年度収支決算報告承認の件 役員選任(案)承認の件 平成24年度事業計画(案)承認の件 平成24年度収支予算(案)承認の件 会則変更(案)承認の件	31
		記念講演会 テーマ:「税の役割と税務署の仕事」 ～預金保険機構における財産調査経験を踏まえて～ 講師:松阪税務署長 吉村 文男 氏	29
7月12日	税務署長へ あいさつ	寸劇シナリオ持参	6
8月21日	親子そろって夏休 み税金セミナー (松阪地区租税教 育推進協議会主催)	施設見学 「松阪消防署・松阪警察官」 寸劇 行列が出来たらいいな・税金相談事務所 (親会共催)	親子で 38 関係者 16
9月5日	夏期講演会・ 懇談会	講演会 テーマ:事業承継と税 講師:税理士 坂本 昇氏	33
9月27日	第26回 情報交換会	租税教室ベストプラクティス(立川モデル)構築への挑戦 立川法人会青年部会 安保 満氏 パネルディスカッション 懇談会	12
10月12日	租税教室講師養成 研修会	講師:津税務署 広報広聴官 小学校児童を対象とした円滑な租税教室に向けて講師としての 心構え及び授業の進め方等の知識の習得	1
10月21日	第16回 歩け歩け大会	松阪農業公園 ベルフーム (親会・女性部会共催)	217
10月25日	合同ボウリング 大会	ジョイプラザ松阪 (親会・女性部会共催)	43
11月1日		租税教育活動プレゼンテーション	8
		部会長ウエルカムパーティー	1
11月2日	第26回法人会全 国青年の集い 「宮崎大会」	新価値創造 ～復興から未来へ。今、見せよう。日本の底力～ 基調講演 部会長サミット 「宮崎を変えた男たち」 講師:学校法人宮崎総合学院 理事長 川越 宏樹氏 円卓会議 部会長サミット あなたの街の新価格創造 「租税教育活動全国一斉行動について」 租税教育活動パネル展示 記念講演会 テーマ:「夢をカタチに!新価値創造への挑戦」 講師:ワタミグループ創業者 渡邊 美樹氏	8

開催日	事業名	テーマ・講師 等	出席数
11月26日	ワンポイント税務 研修会	統括官のワンポイント税務研修 テーマ：青色欠損金の繰越し及び繰越し還付 講師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 辻村 政基氏	13
12月10日	ワンポイント税務 研修会 年末懇談会	統括官のワンポイント税務研修 テーマ：交際費について 講師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 辻村 政基氏 懇談会	29 29
平成25年 1月7日	新春対談	松阪税務署長との対談 (親会・女性部会共催)	2
2月14日	確定申告広報 パレード	松阪市内巡回	4
2月18日	ワンポイント税務 研修会	統括官のワンポイント税務研修 テーマ：資本的支出と修繕費について 講師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 辻村 政基氏	14

決算報告

(平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日)

(参考)

収入の部

科目	金額	摘要
会費収入	342,000 円	通常会費
本会補助金収入	450,000	(社) 松阪法人会より
事業費収入	291,000	研修参加負担金他
奨励金	200,000	全国青年の集い租税教育発表
雑収入	10,240	預金利息・ご厚志他
繰越金	1,134,829	前年度繰越金
計	2,428,069 円	

支出の部

科目	金額	摘要
事業費	758,553 円	事業活動費
旅費交通費	505,960	県連会議・全国青年の集い等旅費他
通信費	9,650	開催通知・会費請求
会議費	49,457	役員会・実行委員会他
印刷費	13,616	議案書製本費等
雑費	10,080	慶弔費・振込手数料
親会返戻金	1,080,753	
計	2,428,069 円	

事業計画

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

開催年月	会 議 ・ 事 業 名
平成25年4月	役員会(4/15)
5月	新旧役員親睦旅行(5/18～5/19) 親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会
6月	記念講演会・部会員会議・懇談会(6/6) 親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会 実行委員会
7月	役員会 県 青年部会連絡協議会役員会(7/2) 東 青年部会連絡協議会情報交換会・定時総会(7/2) 税務署長あいさつ 親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会 実行委員会
8月	青年部会連絡協議会事前打合せ会 親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会 役員会 親子そろって夏休み税金セミナー(租推協主催・親会共催)(8/20) 夏休み親子映画会(女性部会主体)(8/24)
9月	夏期講演会(親会共催) 役員会 実行委員会 署長講演会 租税教育活動勉強会
10月	役員会 実行委員会 生活習慣病総合健診 歩け歩け大会(親会・女性部会共催)
11月	役員会 税を考える週間行事 税制改正要望(陳情) 青年の集い「広島大会」(11/7～11/9) 県法連 青年部会連絡協議会第27回情報交換会(津)(11/12) 婚活パーティ
12月	署長講演会と懇談会(親会共催)
平成26年 1月	署長との新春対談(親会・女性部会共催) 役員会
2月	会員会議・懇談会 税務研修会 確定申告広報宣伝パレード 生活習慣病総合健診
3月	役員会

収 支 予 算 書

(平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日)

(参考)

収入の部

科 目	金 額	摘 要
負 担 金	243,000 円	通常会費
本会補助金収入	360,000	本会より
事 業 費 収 入	200,000	研修参加負担金他
雑 収 入	10,200	預金利息・ご厚志他
繰 越 金	1,080,753	前年度繰越金
計	1,893,953 円	

支出の部

科 目	金 額	摘 要
事 業 費	1,160,000 円	事業活動費
旅 費 交 通 費	455,980	県連会議・全国青年の集い 等旅費他
通 信 費	70,000	開催通知・会費請求
会 議 費	80,000	役員会・実行委員会他
印 刷 費	110,000	
雑 費	10,000	慶弔費・振込手数料
予 備 費	7,973	
計	1,893,953 円	

※ 科目間の流用を認める。

公益社団法人松阪法人会 部会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）定款第 40 条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第 2 条 本会に次の部会を設置する。

(1) 青年部会

(2) 女性部会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の部会を置くことができる。

(部会の権限)

第 3 条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第 4 条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第 5 条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第 6 条 部会には、部会運営に必要な役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち 1 名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の内選により選任する。

(顧問・相談役)

第 7 条 部会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、部会長の諮問に応じる。

(部会役員職務)

第 8 条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員任期等)

第 9 条 部会役員任期等については、本会役員規定を準用する。

(部会の会議)

第 10 条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第 11 条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第 3 条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う若者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、満 50 歳以下役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(委員会)

第 6 条 部会活動の充実を期することを目的とする委員会を置くことができる。

2 委員長、副委員長は部会長が指名し、役員会の承認を得る。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1) 部会の運営に充てるため、毎年度 3,000 円の負担金を支払わなければならない。
- (2) 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会退会届」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。ただし、本会の会員資格を喪失した事業所の役員及びその従業員は、「公益社団法人青年部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第 10 条 この会則に定めがない事項については、役員会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を
支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざします 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

